


公表用

令和5年2月

狛江市議会第1回定例会提出議案

 東京都狛江市

提 出 議 案

	頁
1 議案第1号 令和4年度狛江市一般会計補正予算(第6号)	-5-
2 議案第2号 令和4年度狛江市介護保険特別会計補正予算(第2号)	-25-
3 議案第3号 令和5年度狛江市一般会計予算	-34-
4 議案第4号 令和5年度狛江市国民健康保険特別会計予算	-35-
5 議案第5号 令和5年度狛江市後期高齢者医療特別会計予算	-36-
6 議案第6号 令和5年度狛江市介護保険特別会計予算	-37-
7 議案第7号 令和5年度狛江市駐車場事業特別会計予算	-38-
8 議案第8号 令和5年度狛江市下水道事業会計予算	-39-
9 議案第9号 狛江市特別職職員及び一般職職員の功労者に対する特別功労金支給条例を廃止する条例	-40-
10 議案第10号 狛江市公告式条例の一部を改正する条例	-41-

- | | | | |
|----|--------|--|------|
| 11 | 議案第11号 | 狛江市組織条例の一部を改正する条例 | -42- |
| 12 | 議案第12号 | 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の一部を改正する条例 | -44- |
| 13 | 議案第13号 | 東京都パートナーシップ宣誓制度の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 | -52- |
| 14 | 議案第14号 | 狛江市土地開発基金条例を廃止する条例 | -63- |
| 15 | 議案第15号 | 狛江市多世代・多機能型交流拠点の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | -64- |
| 16 | 議案第16号 | 狛江市国民健康保険条例の一部を改正する条例 | -65- |
| 17 | 議案第17号 | 狛江市学童保育所設置条例及び狛江市放課後クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | -66- |
| 18 | 議案第18号 | 狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | -68- |
| 19 | 議案第19号 | 狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | -70- |
| 20 | 議案第20号 | 狛江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | -74- |
| 21 | 議案第21号 | 狛江市道路構造基準条例の一部を改正する条例 | -77- |

22 同意第1号 狛江市副市長の選任につき同意を求めることについて

-81-

議案第 1 号

令和 4 年度狛江市一般会計補正予算（第 6 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第1号別紙

令和4年度

狛江市一般会計補正予算(第6号)

令和4年度狛江市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度狛江市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,071,792千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,287,343千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第2条 債務負担行為の変更は、「第二表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第3条 地方債の変更は、「第三表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

- 第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第四表 繰越明許費」による。

令和5年2月21日提出

狛江市長
松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 市	税	12,855,218	186,003	13,041,221
	1. 市 民 税	7,120,173	186,003	7,306,176
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		1,661,302	200,000	1,861,302
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,661,302	200,000	1,861,302
15. 国 庫 支 出 金		7,510,936	72,729	7,583,665
	2. 国 庫 補 助 金	2,565,649	72,729	2,638,378
16. 都 支 出 金		5,536,660	△100,140	5,436,520
	2. 都 補 助 金	3,552,729	△100,140	3,452,589
18. 寄 附 金		8,632	8,000	16,632
	1. 寄 附 金	8,632	8,000	16,632
19. 繰 入 金		659,756	300	660,056
	1. 繰 入 金	659,756	300	660,056
22. 市 債		884,100	704,900	1,589,000
	1. 市 債	884,100	704,900	1,589,000
歳 入	合 計	36,215,551	1,071,792	37,287,343

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 総務費		4,226,808	56,034	4,282,842
	1. 総務管理費	3,416,101	64,988	3,481,089
	4. 選挙費	134,596	△8,954	125,642
3. 民生費		18,052,885	△95,240	17,957,645
	1. 社会福祉費	7,528,879	△95,240	7,433,639
8. 土木費		2,626,772	12,540	2,639,312
	4. 都市計画費	1,964,379	12,540	1,976,919
10. 教育費		4,288,028	895,473	5,183,501
	2. 小学校費	1,048,096	302,039	1,350,135
	3. 中学校費	611,291	589,534	1,200,825
	4. 幼児教育費	496,152	△3,000	493,152
	5. 社会教育費	1,401,378	△12,900	1,388,478
	6. 保健体育費	145,631	19,800	165,431
12. 諸支出金		446,000	202,985	648,985
	1. 基金費	446,000	202,985	648,985
歳出	合 計	36,215,551	1,071,792	37,287,343

第二表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
地 域 生 活 支 援 拠 点 整 備 事 業	令和5年度	122,000千円		

第三表 地方債補正

補 正 前					補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業債	51,200 ^{千円}	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入れの時から 据置期間を含め、25 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	道路整備事業債	51,200 ^{千円}	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入れの時から 据置期間を含め、25 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。
調布都市計画道路 3・4・16号線 (岩戸北区間)整備事業債	52,400				調布都市計画道路 3・4・16号線 (岩戸北区間)整備事業債	52,400			
都市計画公園整備事業債	37,700				都市計画公園整備事業債	37,700			
防災行政無線柱 整備事業債	49,600				防災行政無線柱 整備事業債	49,600			
第三小学校整備事業債					第三小学校整備事業債	173,900			
第六小学校整備事業債					第六小学校整備事業債	48,500			
第一中学校整備事業債					第一中学校整備事業債	215,400			
第二中学校整備事業債					第二中学校整備事業債	267,100			
市民ホール整備事業債	393,200				市民ホール整備事業債	393,200			
臨時財政対策債	300,000				臨時財政対策債	300,000			
計	884,100			計	1,589,000				

第四表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	一般事務費	4,637千円
4. 衛生費	1. 保健衛生費	母子保健事業関係費	76,575千円
8. 土木費	4. 都市計画費	地区計画関係費	7,370千円
8. 土木費	4. 都市計画費	調布都市計画道路3・4・16号線整備費 (電中研前)	24,939千円
8. 土木費	4. 都市計画費	調布都市計画道路3・4・16号線整備費 (岩戸北区間)	32,088千円
10. 教育費	2. 小学校費	学校保健衛生費	10,800千円
10. 教育費	2. 小学校費	既存施設改修工事	291,239千円
10. 教育費	3. 中学校費	学校保健衛生費	4,500千円
10. 教育費	3. 中学校費	既存施設改修工事	585,034千円

狛江市一般会計補正予算(第6号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	12,855,218	186,003	13,041,221
7. 地方消費税交付金	1,661,302	200,000	1,861,302
15. 国庫支出金	7,510,936	72,729	7,583,665
16. 都 支 出 金	5,536,660	△100,140	5,436,520
18. 寄 附 金	8,632	8,000	16,632
19. 繰 入 金	659,756	300	660,056
22. 市 債	884,100	704,900	1,589,000
歳 入 合 計	36,215,551	1,071,792	37,287,343

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2. 総 務 費	4,226,808	56,034	4,282,842	0	0	0	0	56,034
3. 民 生 費	18,052,885	△95,240	17,957,645	0	△97,740	0	0	2,500
8. 土 木 費	2,626,772	12,540	2,639,312	0	0	0	8,000	4,540
10. 教 育 費	4,288,028	895,473	5,183,501	72,729	△2,400	704,900	0	120,244
12. 諸 支 出 金	446,000	202,985	648,985	0	0	0	0	202,985
歳 出 合 計	36,215,551	1,071,792	37,287,343	72,729	△100,140	704,900	8,000	386,303

2. 歳入

(款) 1. 市税

(項) 1. 市民税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 個人	千円 6,813,988	千円 186,003	千円 6,999,991	1. 現年課税分	千円 186,003	2. 所得割
計	7,120,173	186,003	7,306,176			

(款) 7. 地方消費税交付金

(項) 1. 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方消費税交付金	千円 1,661,302	千円 200,000	千円 1,861,302	1. 地方消費税交付金	千円 200,000	1. 地方消費税交付金
計	1,661,302	200,000	1,861,302			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 教育費国庫補助金	千円 18,969	千円 72,729	千円 91,698	1. 学校教育費補助金	千円 73,329	8. 学校施設環境改善交付金 65,679
				2. 幼児教育費補助金	△600	9. 学校保健特別対策事業費補助金 7,650
計	2,565,649	72,729	2,638,378			3. 子どもの安心・安全対策支援交付金

(款) 16. 都支出金

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費都補助金	千円 1,680,148	千円 △97,740	千円 1,582,408	3. 老人福祉費補助金	千円 △97,740	11. 認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助金
7. 教育費都補助金	100,999	△2,400	98,599	2. 幼児教育費補助金	△2,400	3. 私立幼稚園等における送迎バス等安全対策支援事業補助金

計	3,552,729	△100,140	3,452,589			
---	-----------	----------	-----------	--	--	--

(款) 18. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 指定寄附金	千円 8,631	千円 8,000	千円 16,631	1. 指定寄附金	千円 8,000	2. 緑のまちづくり協力金 千円
計	8,632	8,000	16,632			

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 基金繰入金	千円 603,021	千円 300	千円 603,321	3. 土地開発基金 繰入金	千円 300	1. 基金繰入金 千円
計	659,756	300	660,056			

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 教育債	千円 393,200	千円 704,900	千円 1,098,100	1. 義務教育施設 整備事業債	千円 704,900	2. 第三小学校整備事業債 173,900 3. 第六小学校整備事業債 48,500 5. 第一中学校整備事業債 215,400 6. 第二中学校整備事業債 267,100
計	884,100	704,900	1,589,000			

(款) 22. 市債

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
6. 財産管理費	千円 603,819	千円 70,000	千円 673,819	千円	千円	千円	千円	千円		千円	
							70,000	24. 積立金	70,000	3. 公共施設修繕基金費 70,000	
										[財政課] 積立金 70,000 公共施設修繕基金積立金	
7. 企画費	147,386	△5,012	142,374				△5,012				
							△5,012	10. 需用費	△3,608	12. 市史編さん事業費 △5,012	
								4. 印刷製本費	△3,608	[市史編さん室] 需用費 △3,608	
								11. 役務費	△1,404	印刷製本費 (△3,608)	
								7. 筆耕翻訳料	△1,404	新狛江市史考古編 調査報告書 △1,106	
										役務費 △1,404	
										筆耕翻訳料 (△1,404)	
										新狛江市史考古編	
計	3,416,101	64,988	3,481,089				64,988				

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
6. 市議会議員選挙費	千円 11,282	千円 △8,954	千円 2,328	千円	千円	千円	千円			千円	
							△8,954	12. 委託料	△8,954	1. 市議会議員選挙費 △8,954	
										[選挙管理委員会事務局] 委託料 △8,954	
										ポスター掲示板設置等委託 △5,302	
										投票所入場整理券作成・封 入封かん委託 △3,652	

計	134,596	△8,954	125,642					△8,954		
---	---------	--------	---------	--	--	--	--	--------	--	--

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
4. 老人福祉費	千円 2,717,744	千円 △95,240	千円 2,622,504	千円	千円 △97,740	千円	千円	千円 2,500		千円	
								2,500	18. 負担金, 補助及び交付金	千円 △97,740	28. 介護保険特別会計繰出金 〔財政課〕 繰出金 2,500
									27. 繰出金	2,500	介護保険特別会計繰出金
					△97,740						29. 認知症高齢者グループホーム整備促進事業 △97,740
											〔福祉政策課〕 負担金, 補助及び交付金 △97,740 認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助金
計	7,528,879	△95,240	7,433,639		△97,740			2,500			

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 都市計画総務費	千円 637,694	千円 580	千円 638,274	千円	千円	千円	千円	千円 580		千円	
								580	12. 委託料	580	5. 地区計画関係費 〔まちづくり推進課〕 委託料 580
											岩戸北三丁目・四丁目周辺 地区地区計画策定業務委託
3. 街路事業費	310,460	3,960	314,420					3,960			

(款) 8. 土木費 (項) 4. 都市計画費

(款) 8. 土木費 (項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
3.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	21. 補償, 補填及び賠償金	千円 3,960	2. 調布都市計画道路3・4・16号線整備費(岩戸北区间) 千円 3,960 〔整備課〕 補償, 補填及び賠償金 物件移転補償 千円 3,960
							3,960				
4. 公園緑地費	274,737	8,000	282,737				8,000		24. 積立金	8,000	6. 緑化基金費 千円 8,000 〔財政課〕 積立金 緑化基金積立金 千円 8,000
							8,000				
計	1,964,379	12,540	1,976,919				8,000	4,540			

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
4. 学校保健衛生費	千円 31,213	千円 10,800	千円 42,013	千円 5,400	千円	千円	千円	千円 5,400		千円	
				5,400				5,400	10. 需用費	5,400	1. 学校保健衛生費 千円 10,800 〔学校教育課〕 需用費 千円 5,400 消耗品費 (5,400) 感染症対策用消耗品 備品購入費 千円 5,400 感染症対策用備品
									1. 消耗品費	5,400	
									17. 備品購入費	5,400	
6. 学校建設費	80,283	291,239	371,522	28,487		222,400		40,352			
				28,487		222,400		40,352	12. 委託料	12,873	1. 既存施設改修工事 千円 291,239 〔施設課〕 委託料 千円 12,873 第三小学校大規模改修三期 工事監理業務委託 千円 8,872
									14. 工事請負費	278,366	

											第六小学校トイレ改修工事 監理業務委託 4,001 工事請負費 278,366 第三小学校大規模改修三期 工事 203,236 第六小学校トイレ改修工事 75,130
計	1,048,096	302,039	1,350,135	33,887		222,400		45,752			

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
4. 学校保健衛生費	千円 18,593	千円 4,500	千円 23,093	千円 2,250	千円 2,250	千円 2,250	千円 2,250			千円 4,500	
								10. 需用費	2,250	1. 学校保健衛生費	
								1. 消耗品費	2,250	[学校教育課]	
								17. 備品購入費	2,250	需用費	
										消耗品費 (2,250)	
										感染症対策用消耗品	
										備品購入費 2,250	
										感染症対策用備品	
6. 学校建設費	32,358	585,034	617,392	37,192		482,500	65,342				
				37,192		482,500	65,342	12. 委託料	24,023	1. 既存施設改修工事	
								14. 工事請負費	561,011	[施設課]	
										委託料 24,023	
										第一中学校改修一期工事監 理業務委託 11,631	
										第二中学校大規模改修三期 工事監理業務委託 12,392	
										工事請負費 561,011	
										第一中学校改修一期工事 249,681	
										第二中学校大規模改修三期 工事 311,330	
計	611,291	589,534	1,200,825	39,442		482,500	67,592				

(項) 4. 幼児教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 幼児教育 振興費	千円 496,152	千円 △3,000	千円 493,152	千円 △600	千円 △2,400	千円	千円		千円	千円	
				△600	△2,400			18. 負担金, 補助及び 交付金	△3,000	1. 私立幼稚園協会等補助 △3,000 〔児童育成課〕 負担金, 補助及び交付金 △3,000 幼稚園等における送迎バス 等安全対策支援事業補助金	
計	496,152	△3,000	493,152	△600	△2,400						

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 市民 センター費	千円 81,427	千円 △12,900	千円 68,527	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							△12,900	12. 委託料	△12,900	1. 市民センター管理費 △12,900 〔施設課〕 委託料 △12,900 市民センター改修工事実施 設計委託	
計	1,401,378	△12,900	1,388,478				△12,900				

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 体育施設費	千円 125,583	千円 19,800	千円 145,383	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							19,800	12. 委託料	19,800	2. 体育施設指定管理業務費 19,800 〔社会教育課〕 委託料 19,800 体育施設指定管理業務委託	
							19,800				

計	145,631	19,800	165,431					19,800		
---	---------	--------	---------	--	--	--	--	--------	--	--

(款) 12. 諸支出金

(項) 1. 基金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 財政調整基金費	千円 445,998	千円 202,985	千円 648,983	千円	千円	千円	千円	202,985		千円 202,985	
								202,985	24. 積立金	202,985	
										1. 財政調整基金費 〔財政課〕 積立金 財政調整基金積立金	202,985 202,985
計	446,000	202,985	648,985					202,985			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書(補正)

事 項	限 度 額	令和3年度末までの支出額		令和5年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国都支出金	地 方 債	そ の 他	
地 域 生 活 支 援 拠 点 整 備 事 業	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正）

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 普通債	千円 8,203,884	千円 8,089,584	千円 787,500	千円 686,890	千円 8,190,194
(1) 総務債	593,478	537,728		49,702	488,026
(2) 民生債	1,979,786	1,905,507		88,867	1,816,640
(3) 衛生債	449,078	427,524		24,703	402,821
(4) 土木債	1,643,930	1,512,644	141,300	162,963	1,490,981
(5) 消防債	259,137	230,487	49,600	28,669	251,418
(6) 教育債	3,278,475	3,475,694	596,600	331,986	3,740,308
2. 減税補てん債	213,171	146,339		54,617	91,722
3. 臨時財政対策債	10,501,791	10,159,769	300,000	846,498	9,613,271
4. 減収補てん債	31,011	31,011			31,011
合 計	18,949,857	18,426,703	1,087,500	1,588,005	17,926,198

※当該年度中起債見込額には、前年度からの繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含む。
 ※当該年度中起債見込額には、翌年度への繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含まない。

議案第 2 号

令和 4 年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

介護保険特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第2号別紙

令和4年度

狛江市介護保険特別会計補正予算(第2号)

令和4年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度狛江市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,341,505千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月21日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
3. 国庫支出金		1,631,164	5,000	1,636,164
	2. 国庫補助金	411,739	5,000	416,739
5. 都支出金		1,019,388	2,500	1,021,888
	2. 都補助金	24,541	2,500	27,041
8. 繰入金		1,124,857	2,500	1,127,357
	1. 一般会計繰入金	1,046,646	2,500	1,049,146
歳入	合 計	7,331,505	10,000	7,341,505

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
7. 繰出金		36,140	△10,000	26,140
	1. 繰出金	36,140	△10,000	26,140
9. 予備費		500	20,000	20,500
	1. 予備費	500	20,000	20,500
歳出	合 計	7,331,505	10,000	7,341,505

狛江市介護保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	1,631,164	5,000	1,636,164
5. 都支出金	1,019,388	2,500	1,021,888
8. 繰入金	1,124,857	2,500	1,127,357
歳入合計	7,331,505	10,000	7,341,505

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
7. 繰出金	36,140	△10,000	26,140	0	0	0	0	△10,000
9. 予備費	500	20,000	20,500	0	0	0	0	20,000
歳出合計	7,331,505	10,000	7,341,505	0	0	0	0	10,000

2. 歳入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 調整交付金	千円 348,296	千円 1,000	千円 349,296	2. 介護予防・日常生活支援総合事業調整交付金	千円 1,000	千円 1. 介護予防・日常生活支援総合事業調整交付金
2. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	30,559	4,000	34,559	1. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業) (現年度)	4,000	1. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)(現年度)
計	411,739	5,000	416,739			

(款) 5. 都支出金

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	千円 19,100	千円 2,500	千円 21,600	1. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業) (現年度)	千円 2,500	千円 1. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)(現年度)
計	24,541	2,500	27,041			

(款) 8. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	千円 19,099	千円 2,500	千円 21,599	1. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	千円 2,500	1. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)
計	1,046,646	2,500	1,049,146			

3. 歳出

(款) 7. 繰出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 他会計繰出金	千円 36,140	千円 △10,000	千円 26,140	千円	千円	千円	千円	千円 △10,000	千円 △10,000	千円 27. 繰出金 △10,000	千円 1. 他会計繰出金 △10,000 〔高齢障がい課〕 繰出金 △10,000 他会計繰出金
計	36,140	△10,000	26,140					△10,000			

(款) 9. 予備費

(項) 1. 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 予備費	千円 500	千円 20,000	千円 20,500	千円	千円	千円	千円	千円 20,000	千円 20,000	千円 1. 予備費 20,000 〔高齢障がい課〕 予備費 20,000 予備費	
計	500	20,000	20,500					20,000			

議案第 3 号

令和 5 年度狛江市一般会計予算

上記の議案を別冊 1 のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 4 号

令和 5 年度狛江市国民健康保険特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 5 号

令和 5 年度狛江市後期高齢者医療特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 6 号

令和 5 年度狛江市介護保険特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 7 号

令和 5 年度狛江市駐車場事業特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 8 号

令和 5 年度狛江市下水道事業会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第 2 項の規定による。

議案第 9 号

狛江市特別職職員及び一般職職員の功労者に対する特別功労金支給条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市特別職職員及び一般職職員の功労者に対する特別功労金支給条例を廃止する条例

狛江市特別職職員及び一般職職員の功労者に対する特別功労金支給条例（昭和43年条例第28号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

退職金の他に特別功労金を支給することは時代に即していないため。

議案第 10 号

狛江市公告式条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市公告式条例の一部を改正する条例

狛江市公告式条例（昭和25年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 第2条の規定は、市の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし第2条中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 第2条の規定は、<u>議会の会議規則、傍聴人取締規則</u>その他市の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし第2条中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 11 号

狛江市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市組織条例の一部を改正する条例

狛江市組織条例（平成19年条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(分掌事務) 第2条 前条第1項に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 企画財政部 ア～キ (略) (2)～(7) (略)	(分掌事務) 第2条 前条第1項に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 企画財政部 ア～キ (略) ク <u>市史の編さんに関すること。</u> (2)～(7) (略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 市史編さん委員会の部を削る。

(狛江市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 3 狛江市附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。
別表市長の部市史編さん委員会の項を削る。

提案理由

市制施行50周年に向けた市史の編さんが完了したことに伴い、所要の改正を行うため。

議案第 12 号

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の一部を改正する条例

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第2節 行政活動への参入の機会の提供（<u>第27条</u>）</p> <p>第5章 狛江市市民参加と市民協働に関する審議会等（<u>第28条</u> <u>—第32条</u>）</p> <p>第6章 雑則（<u>第33条</u>）</p> <p>狛江のまちに「新しい風」を！ そのような思いをこめて、私たちはこの条例を定めます。「新しい風」は、市民と自治体の信頼に基づくパートナーシップから生まれます。そのためには、まちの主体である市民が自らの責任と役割を自覚して市の行う活動に積極的に参加するとともに、<u>様々な主体が連携し、対等な立場</u>でまちの発展のために取り組むことが求められます。そしてそのことは、行政のありかたそのものを、より市民に開かれたものに変えていくことでしょう。狛江市においても、既にそのための様々な試みが始められています。しかし<u>更に</u>系統的で継続性のあ</p>	<p>目次</p> <p>第2節 行政活動への参入の機会の提供（<u>第27条—第29条</u>）</p> <p>第5章 狛江市市民参加と市民協働に関する審議会等（<u>第30条</u> <u>—第34条</u>）</p> <p>第6章 雑則（<u>第35条</u>）</p> <p>狛江のまちに「新しい風」を！ そのような思いをこめて、私たちはこの条例を定めます。「新しい風」は、市民と自治体の信頼に基づくパートナーシップから生まれます。そのためには、まちの主体である市民が自らの責任と役割を自覚して市の行う活動に積極的に参加するとともに、<u>市民公益活動を自主的に行う様々な団体と行政組織が対等な立場</u>でまちの発展のために取り組むことが求められます。そしてそのことは、行政のありかたそのものを、より市民に開かれたものに変えていくことでしょう。狛江市においても、既にそのための様々な試みが始められています。し</p>

改正後	改正前
<p>る施策の展開のためには、誰にもわかりやすい形で一定のルールを定めておくことが必要になります。この条例はそのための第一歩として、市が行政上の制度として取り決めておくべき事項を定めたものです。今後、より多くの市民をはじめ、<u>地域を支える様々な主体がこの条例を積極的に使いこなす中で、ここに定めた事項がより豊かな実りを生み出すことを念願しています。</u></p>	<p>かしさらに系統的で継続性のある施策の展開のためには、誰にもわかりやすい形で一定のルールを定めておくことが必要になります。この条例はそのための第一歩として、市が行政上の制度として取り決めておくべき事項を定めたものです。今後、より多くの市民や<u>市民公益活動を行う団体がこの条例を積極的に使いこなす中で、ここに定めた事項がより豊かな実りを生み出すことを念願しています。</u></p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 市民協働 <u>市民公益活動を行う市民、団体、事業者及び市の実施機関が、相互に連携し、行政活動等について共同して取り組むこと。</u></p>	<p>(2) 市民協働 <u>市の実施機関と市民公益活動を行う団体が、行政活動等について共同して取り組むこと。</u></p>
<p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p>
<p>(5) 市民公益活動 <u>市民、団体及び事業者（以下「市民等」という。）が自主的かつ自発的に行う<u>営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの。ただし、宗教、政治及び公益を害するおそれのある活動を目的とするものを除く。</u></u></p>	<p>(5) 市民公益活動 <u>市民が自主的かつ自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした活動で、<u>営利、宗教、政治及び公益を害するおそれのある活動を目的としないもの</u></u></p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(6) (略)</p>
<p>(7) <u>事業者 営利を目的とする事業を行う法人又は個人</u></p>	
<p>(市の責務)</p>	<p>(市の責務)</p>
<p>第3条 市は、市民参加及び市民協働を推進するための必要な情報を、<u>市民等に積極的に提供しなければならない。</u></p>	<p>第3条 市は、市民参加及び市民協働を推進するための必要な情報を、<u>市民及び市民公益活動を行う団体に積極的に提供しな</u></p>

改正後	改正前
<p>2 市は、市民参加及び市民協働の推進のため、市民が参加するための様々な機会を設けるとともに、市民協働の担い手となる<u>市民等</u>が活発に市民公益活動を行えるよう、環境整備に努めなければならない。</p> <p><u>(事業者の責務)</u></p> <p>第3条の2 <u>事業者は、地域社会の一員として、市民公益活動の重要性を理解し、市民協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。</u></p> <p>(審議会等の委員)</p> <p>第9条 市の実施機関が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会並びに協議会等（以下「審議会等」という。）の委員の任命又は委嘱については、委員の年齢構成及び<u>性別の偏り</u>並びに委員の任期数及び他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、市民委員のうち全部又は一部を公募等により選考するものとする。ただし、法令により市民参加が困難な審議会等については、<u>この限りでない</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>(パブリックコメント)</p> <p>第13条 <u>策定等をしようとする政策等に対して市民の意見を反映させるため、その趣旨、目的、内容等について意見を受けることが必要な場合には、パブリックコメントの<u>手続</u>をとるものとする。</u></p>	<p>なければならない。</p> <p>2 市は、市民参加及び市民協働の推進のため、市民が参加するための様々な機会を設けるとともに、市民協働の担い手となる<u>団体</u>が活発に市民公益活動を行えるよう、環境整備に努めなければならない。</p> <p>(審議会等の委員)</p> <p>第9条 市の実施機関が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会並びに協議会等（以下「審議会等」という。）の委員の任命又は委嘱については、委員の年齢構成及び<u>男女比率</u>並びに委員の任期数及び他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、市民委員のうち全部又は一部を公募等により選考するものとする。ただし、法令により市民参加が困難な審議会等については、<u>この限りではない</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>(パブリックコメント)</p> <p>第13条 策定しようとする政策等に対して市民の意見を反映させるため、その趣旨、目的、内容等について意見を受けることが必要な場合には、パブリックコメントの<u>手続</u>きをとるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(意見の提出方法等)</p> <p>第15条 パブリックコメントの<u>手続</u>における意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲で、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 パブリックコメントの<u>手続</u>における意見の募集は、<u>告知の日から30日以上</u>の期間を設けなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、その理由を公表し、提出期間を3週間とすることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(意見の提出方法等)</p> <p>第15条 パブリックコメントの<u>手続き</u>における意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲で、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 パブリックコメントの<u>手続き</u>における意見の募集を告知して<u>から意見の提出期限の間</u>に30日以上を期間を設けなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、その理由を公表し、提出期間を3週間とすることができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(報告書の作成等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 市の実施機関は、公聴会が終結したときは、前項の規定により提出された報告書を公表するものとする。ただし、公表することが適当でない場合は、<u>この限りでない</u>。</p>	<p>(報告書の作成等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 市の実施機関は、公聴会が終結したときは、前項の規定により提出された報告書を公表するものとする。ただし、公表することが適当でない場合は、<u>この限りではない</u>。</p>
<p>(活動場所の提供)</p> <p>第25条 市は、市民公益活動を行う<u>市民及び団体</u>が、活動の分野や性格を問わず自由に使用できる場所を提供するように努めるものとする。</p>	<p>(活動場所の提供)</p> <p>第25条 市は、市民公益活動を行う<u>団体</u>が、活動の分野や性格を問わず自由に使用できる場所を提供するように努めるものとする。</p>
<p>(情報環境の整備)</p> <p>第26条 市は、市民公益活動に関する情報の収集と提供を行うとともに、その情報環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>(情報環境の整備)</p> <p>第26条 市は、市民公益活動を行う<u>団体</u>に関する情報の収集と提供を行うとともに、その情報環境の整備に努めるものとする。</p>
<p>(参入の機会の提供)</p> <p>第27条 市は、<u>市民等</u>に対し、その専門性、地域性等の特性を活</p>	<p>(参入の機会の提供)</p> <p>第27条 市は、<u>市民公益活動を行う団体</u>に対し、その専門性、地</p>

改正後	改正前
<p>用することができる分野の行政活動について、参入の機会の提供をするよう努めるものとする。</p>	<p>域性等の特性を活用することができる分野の行政活動について、参入の機会の提供をするよう努めるものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>前項に規定する市民協働事業を行おうとする団体は、狛江市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年条例第32号）第1条に規定する狛江市市民活動支援センターに登録するものとする。</u></p>	
<p>4 市の実施機関は、<u>第2項の規定に基づき提案されたものについて、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会に諮問し、答申を受け、実施が望ましいと判断した場合は、市民協働事業としての事業化に向けて努めるものとする。</u></p>	<p>3 市の実施機関は、<u>前項の規定に基づき提案されたものについて、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会に諮問し、答申を受け、実施が望ましいと判断した場合は、市民協働事業としての事業化に向けて努めるものとする。</u></p>
	<p><u>(登録制)</u></p>
	<p><u>第28条 前条の参入の機会の提供を受けようとする団体は、公益性及び公開性を有し、かつ、代表者を含め役員3名以上を置くものとする。ただし、営利を目的とする法人は除く。</u></p>
	<p>2 <u>前項の団体は、あらかじめ次の各号に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、その登録を受けなければならない。</u></p>
	<p><u>(1) 次に掲げる内容が明記された規約又は会則</u></p>
	<p><u>イ 設置目的</u></p>
	<p><u>ロ 団体の名称</u></p>
	<p><u>ハ 市民公益活動の内容</u></p>
	<p><u>ニ 事業所又は活動拠点の所在地</u></p>
	<p><u>ホ 役員及び会員に関する事項</u></p>
	<p><u>ヘ 会計に関する事項</u></p>
	<p><u>ト その他団体の運営に関する事項</u></p>
	<p><u>(2) 役員全員の氏名及び住所又は居所を記載した役員名簿</u></p>

改正後	改正前
<p>(審議会を設置) 第28条 (略)</p>	<p>(3) <u>会員の人数</u> 3 市長は、前項の申請が市民公益活動を行う団体の要件に適合し、下記のいずれかの条件を満たすと認めるときは、当該団体を登録するものとする。 (1) <u>団体の役員に狛江市に住所を有する者がいること。</u> (2) <u>団体の事務所、活動拠点が狛江市内にあること。</u> (3) <u>団体の活動範囲に狛江市を含むこと。</u> 4 前項の規定により登録をされた団体は、第2項の規定により提出した書類の内容に変更があったとき又は解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。 5 市長は、第3項により登録された団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。 (1) <u>市民公益活動を行う団体に該当しなくなったと認められるとき。</u> (2) <u>偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。</u> (3) <u>第1項に規定する役員の定数を充足することができなくなったとき。</u> <u>(書類等の公表)</u> 第29条 市長は、前条第2項若しくは第4項の規定により提出があった書類又はその写し(以下「書類等」という。)を公表するものとする。ただし、書類等を公表することにより当該団体その他のものに著しい不利益を生じるおそれがあると認められるときは、その一部を公表しないことができる。 (審議会を設置) 第30条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 審議会は、市の実施機関の諮問に応じて次の事項について、調査及び審議する。</p> <p>(1) 市民参加と市民協働に関する指針に関する事項</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 市民参加の<u>手続</u>の方法及び市民協働事業の提案に関する事項</p> <p>(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(組織等)</p> <p><u>第29条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p><u>第30条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(会議)</p> <p><u>第31条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第32条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第33条</u> (略)</p>	<p>2 審議会は、市の実施機関の諮問に応じて次の事項について、調査及び審議する。</p> <p>(1) 市民参加と市民協働に関する指針の<u>検討</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 市民参加の<u>手続</u>の方法及び市民協働事業の提案に関する事項</p> <p>(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(組織等)</p> <p><u>第31条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p><u>第32条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(会議)</p> <p><u>第33条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第34条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第35条</u> (略)</p>

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

市民参加と市民協働の今後の推進に向けた狛江市市民参加と市民協働に関する審議会からの答申を踏まえ、所要の改正を行うため。

議案第 13 号

東京都パートナーシップ宣誓制度の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

東京都パートナーシップ宣誓制度の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(狛江市職員の給料等に関する条例の一部改正)

第 1 条 狛江市職員の給料等に関する条例（昭和26年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第 7 条 (略) 2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） <u>又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第 7 条の 2 第 2 項に規定する証明若しくは同条第 1 項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下「パートナーシップ関係の相手</u>	(扶養手当) 第 7 条 (略) 2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

改正後	改正前
<p>方」という。)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。</p> <p>(1) 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの（以下「行(1)4級職員」という。）の扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等 3,000円)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(2)～(6) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。</p> <p>(1) 扶養親族たる配偶者、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの（以下「行(1)4級職員」という。）の扶養親族たる配偶者、父母等 3,000円)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級職員が行(1)4級職員以外のものとなった場合</p> <p>(4) 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行</p>	<p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級職員が行(1)4級職員以外のものとなった場合</p> <p>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級職員以外のものがある行(1)4</p>

改正後	改正前
<p>(1) 4級職員以外のものが行(1) 4級職員となった場合</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>級職員となった場合</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>

(狛江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 狛江市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項に規定する証明若しくは同条第1項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u>が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条の規定による産前産後の休業又は狛江市職員の勤務時間、</p>

改正後	改正前
<p>の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条の規定による産前産後の休業又は狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成13年条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第17条第1項若しくは第2項その他の規定による妊娠出産休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数とを合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6箇月到達日</p> <p>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日</p>	<p>休日、休暇等に関する条例(平成13年条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第17条第1項若しくは第2項その他の規定による妊娠出産休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数とを合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6箇月到達日</p> <p>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日</p>

改正後	改正前
<p>とされた日（当該育児休業の期間の末日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が当該子の1歳到達日（当該配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p>ウ・エ （略）</p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び</p>	<p>と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p>ウ・エ （略）</p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び</p>

改正後	改正前
<p>第3号に掲げる場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては第3号に掲げる場合に該当する場合)とする。</p> <p>(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が当該子の1歳6箇月到達日(当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6箇月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業の承認が、第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条の承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p>	<p>第3号に掲げる場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては第3号に掲げる場合に該当する場合)とする。</p> <p>(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6箇月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業の承認が、第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条の承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p>

改正後	改正前
<p>ア (略)</p> <p>イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方</u>が負傷又は疾病により入院したこと、<u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方</u>と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、<u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方</u>が負傷又は疾病により入院したこと、<u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方</u>と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなることとする。</p> <p>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま<u>児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなることとする。</p> <p>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</p>

改正後	改正前
<p>第10条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第10条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成13年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第11条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項に規定する証明若しくは同条第1項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが規則で定めるものに該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」</p>	<p style="text-align: center;">（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第11条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（<u>職員の配偶者</u>で当該子の親であるものが規則で定めるものに該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）における勤務をさせてはならない。</p>

改正後	改正前
<p>という。)における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員(当該職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号)第7条の2第2項に規定する証明若しくは同条第1項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。))で当該子の親であるものが規則で定めるものに該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第18条 任命権者は、職員がその配偶者、パートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を承認するものとする。</p>	<p>2 前項の規定は、第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが規則で定めるものに該当する場合における当該職員を除く。))が当該子を養育」とあるのは「要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第18条 任命権者は、職員がその配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を承認する</p>

改正後	改正前
<p>2・3 (略)</p> <p>(介護部分休業)</p> <p>第18条の2 任命権者は、職員が請求した場合において、職員がその配偶者、<u>パートナーシップ関係の相手方</u>又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条において「介護部分休業」という。）を承認するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>ものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(介護部分休業)</p> <p>第18条の2 任命権者は、職員が請求した場合において、職員がその配偶者又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条において「介護部分休業」という。）を承認するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(狛江市高齢者住宅管理条例の一部改正)

第4条 狛江市高齢者住宅管理条例（平成9年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 高齢者住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者にあつては、第1号、第4号、第6号及び第7号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 満65歳以上の一人暮らし高齢者又は満65歳以上を含む</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 高齢者住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者にあつては、第1号、第4号、第6号及び第7号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。<u>ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる一人暮らしの高齢者を除く。</u></p> <p>(1) 満65歳以上の一人暮らし高齢者又は満65歳以上を含む</p>

改正後	改正前
<p>満60歳以上で現に同居し，又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者，<u>東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項に規定する証明を受けた者</u>その他婚姻の予定者を含む。）の二人暮らし高齢者であること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>満60歳以上で現に同居し，又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者，その他婚姻の予定者を含む。）の二人暮らし高齢者であること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>

付 則

この条例は，令和5年4月1日から施行する。

提案理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）に基づく東京都パートナーシップ宣誓制度が施行されたことに伴い、所要の改正を行うため。

議案第 14 号

狛江市土地開発基金条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市土地開発基金条例を廃止する条例

狛江市土地開発基金条例（昭和44年条例第22号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

現在は、土地の先行取得は狛江市土地開発公社で行っており、設置目的がなくなったため。

議案第 15 号

狛江市多世代・多機能型交流拠点の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市多世代・多機能型交流拠点の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

狛江市多世代・多機能型交流拠点の設置及び管理に関する条例（令和 4 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（名称及び位置）</u> 第 2 条 多世代・多機能型交流拠点の<u>名称及び位置</u>は、次のとおりとする。 名称 <u>ふらっとなんぶ</u> 位置 東京都狛江市駒井町三丁目 7 番 1 号</p>	<p><u>（位置）</u> 第 2 条 多世代・多機能型交流拠点の<u>位置</u>は、次のとおりとする。 位置 東京都狛江市駒井町三丁目 7 番 1 号</p>

付 則

この条例は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。

提案理由

狛江市多世代・多機能型交流拠点の名称に関する規定を加えることに伴い、所要の改正を行うため。

議案第 16 号

狛江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

狛江市国民健康保険条例（平成 6 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第 9 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>50万円</u> を支給する。 2 (略)	(出産育児一時金) 第 9 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>42万円</u> を支給する。 2 (略)

付 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の狛江市国民健康保険条例第 9 条第 1 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

提案理由

出産育児一時金の支給金額を増額することに伴い、所要の改正を行うため。

議案第 17 号

狛江市学童保育所設置条例及び狛江市放課後クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市学童保育所設置条例及び狛江市放課後クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(狛江市学童保育所設置条例の一部改正)

第 1 条 狛江市学童保育所設置条例（昭和55年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(入所の制限)	(入所の制限)
第 4 条 前条の規定にかかわらず、 <u>心身の重い障がい、疾病その他の理由により集団保育が困難な児童は</u> 、入所することができない。	第 4 条 前条に該当する者であっても、次の各号の一に該当する者は、入所することができない。 (1) <u>伝染性又は悪性の疾病を有する者</u> (2) <u>心身が虚弱で集団保育に堪えないと認められる者</u>

(狛江市放課後クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 狛江市放課後クラブの設置及び管理に関する条例（平成30年条例第36号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(入会対象者)	(入会対象者)
第 4 条 (略)	第 4 条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、 <u>心身の重い障がい、疾病その他の</u>	2 前項の規定にかかわらず、 <u>次のいずれかに該当する児童は</u> 、

改正後	改正前
<p>理由により<u>集団保育が困難な児童</u>は、放課後クラブに入会することができない。</p>	<p>放課後クラブに入会することができない。</p> <p>(1) <u>伝染性又は悪性の疾病を有する児童</u></p> <p>(2) <u>心身が虚弱で集団活動に堪えないと認められる児童</u></p>

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

学童保育所や放課後クラブにおける医療的ケア児の入所に対応する所要の改正を行うため。

議案第 18 号

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第26条 <u>削除</u></p>	<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> 第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 4 年厚生労働省令第167号）の施

行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 19 号

狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条，次条第 1 項，<u>第 7 条の 3 第 2 項</u>，第 14 条第 1 項及び第 2 項，第 15 条第 1 項，第 2 項及び第 5 項，第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は，利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ，及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう，次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（<u>子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。</u>），幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条，次条第 1 項，第 14 条第 1 項及び第 2 項，第 15 条第 1 項，第 2 項及び第 5 項，第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は，利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ，及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう，次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所，幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>又は認定こども園（同項に規定する認定子ども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（１）～（３）（略）</p> <p>２～５（略）</p> <p>（安全計画の策定等）</p> <p>第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>（自動車を運行する場合の所在の確認）</p> <p>第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために</p>	<p>（１）～（３）（略）</p> <p>２～５（略）</p>

改正後	改正前
<p><u>自動車</u>を運行するときは、<u>利用乳幼児の乗車及び降車の際に点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u></p> <p>第13条 <u>削除</u></p>	<p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員を兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等は、<u>利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 (略)</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 20 号

狛江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狛江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p>第6条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p>第6条の3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第12条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(安全計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の狛江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 21 号

狛江市道路構造基準条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市道路構造基準条例の一部を改正する条例

狛江市道路構造基準条例（平成25年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。</p>	<p>(定義) 第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。</p>
<p><u>(自転車通行帯)</u> 第 8 条の 2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第 4 種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u> 2 <u>自転車の交通量が多い第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 4 種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u></p> <p><u>4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> <p>(交通安全施設)</p> <p>第29条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設</u>、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で省令で定めるものを設けるものとする。</p> <p>(附帯工事等の特例)</p> <p>第35条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定（第7条、第14条、第15条、第24条、第26条、第29条及び第33条を除く。）並びに政令第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>	<p>(交通安全施設)</p> <p>第29条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で省令で定めるものを設けるものとする。</p> <p>(附帯工事等の特例)</p> <p>第35条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定（第7条、第14条、第15条、第24条、第26条、第29条及び第33条を除く。）並びに政令第4条、第12条、<u>第35条</u>第2項から第4項までの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(歩行者利便増進道路)</p> <p>第39条 <u>歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めたときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p>3 <u>歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、狛江市道路移動等円滑化基準条例（平成24年条例第30号）の基準に適合する構造とするものとする。</u></p>	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）の市道については、この条例による改正後の狛江市道路構造基準条例第8条の2、第29条及び第39条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

道路構造令の一部を改正する政令（平成31年政令第157号）及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関

する政令（令和2年政令第329号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行うため。

同意第 1 号

狛江市副市長の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、副市長に選任したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市東和泉三丁目
氏名・年齢	平林 浩一 ・ 63歳

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、議会の同意を求めるため。